松延サッカークラブ父母会規約

第１条（名称）

本会の名称は、「松延サッカークラブ父母会」（以下、本会と表する）とする。

第２条（所在地）

本会の所在地を会計宅に置く。

第３条（目的）

本会は、松延サッカークラブの技術向上と普及を通じて、健全な心身の育成活動の運営支援を目的とする。

第４条（活動内容）

１．松延サッカークラブ運営、部員、及び指導者の支援を行う。

２．部員、指導者、保護者の親睦を深める為の運営を行う。

第５条（会員）

本会は、松延サッカークラブ選手の保護者によって構成し、選手が入会した時より自動的に会員となり、退会した時に資格を失うものとする。

第６条（役員）

本会は次の役員を置く。

・会長　　1～2 名
・副会長　　1～2 名
・会計　　１名

役員の任期は１年とする。但し再任は妨げない。

指導者の配偶者は、原則として会長・副会長の役には就かない。

第７条（運営）

本会の運営は、役員と本会員で決定し、状況により口頭または電子により随時変更するものとする。

本会は総会を年１回行い、役員、会計報告、その他について審議を行う。

議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

議事は資料の送付、口頭、電子または書面によって同意を確認することで、総会に代えることができる。

第８条（会費）

１．本会に入会する者は、会費を入会の際に納入し、その後、会計年度（毎年４月１日より翌年３月３１日とする。）毎の更新の際に納入するものとする。

会費の費用は次のとおりとする。

・年度毎の更新　3,000 円

・入会時期（　４月～　７月）　3,000 円

・入会時期（　８月～１１月）　2,000 円

・入会時期（１２月～　３月）　1,000 円

２．兄弟で入会する場合については、その重複する期間については兄弟の１名分を徴収する。

３．中途で退会しても返納しないものとする。

第９条（会計年度）

本会の会計年度は、４月１日より始まり、翌年３月３１日までとする。

【付則】

第１条（改正）

本規約は、父母会員の過半数の同意をもって改定することができる。

第２条（施行）

本規約は、令和２年１１月１４日より施行する。

［改正］

本規約は、令和４年４月１日改定、同日より施行するものとする。